

平成26年(ワ)第29256号 損害賠償請求事件

原告 阿部 宣 男

板橋区 松 崎 参

証拠説明書 (5)

平成28年3月14日

東京地方裁判所民事第37部合議A係 御中

原告訴訟代理人弁護士

小川 隆太郎



同

小田川 綾音



同

高井 信也



同

中島 広勝



同

永里 桂太郎



同

細川 潔



同

本田 麻奈弥



同

山下 優子



同

渡邊 彰悟



甲号証	標目	原本／写し	作成年月日	作成者	立証趣旨
124	ホタル飼育記録簿	原	平成20年1月1日～同年12月31日	原告	ホタル飼育に取り組むにあたって詳細な飼育記録簿を作成してきたものであり、ここでは1年分を提出する。
125	特許「ホタルの累代飼育システム及び方法」	写	平成15年7月29日	特許庁	ホタルの累代飼育を可能とする技術を、原告発明者・出願者板橋区として、特許として認められるまでに保有していた事実（なお、最終的には特許番号は特許第3902476号であるが、本書証は公開特許公報であり、特許の内容を示すものである）
126	業務実績報告	原	平成25年11月1日	原告	自然教育研究センターがホタル飼育の教示を受けるために平成25年10月2日に原告のところを訪問していた事実
127	管理記録	写	平成27年	自然教育研究センター	同センターが板橋区に管理の実態について報告をしていた内容であり、日々の管理も不十分であることや、その数値の内容からも原告との生態環境管理にまったくかけ離れた環境であったこと
128	業務日誌	写	平成27年6月及び7月	同上	同センターによる業務管理日誌であるが、この中には、DNAのために成虫等を提供していることは一切記されていないこと等
129	受付・解説及び昆虫飼育業務委託仕様書	写	不詳	同上	(株)自然教育研究センターが管理を行う足立区生態園の「受付・解説及び昆虫飼育業務委託仕様書」である。本仕様書4頁には、「②ホタルの飼育業務」として、(株)自然教育研究センターが行い得る業務が列挙されているが、そこには、「iii母虫の確保は、…「購入等」によることが許容されており、同センターがホタルを購入しうる状況が認められること
130	公文書不存在通知書	原 ✓	平成27年5月15日	板橋区	板橋区ホタル生態環境間のあり方検討会に、検討会の会議録等の文書の公開を求めたところ、その会議録が存在しないというところが板橋区から示されており、この会による検討が客観的に存在していたかどうかすら疑わしいこと

131	電子メール	写	2015年2月27日	東京都夢の島	あり方検討会は、平成25年8月に、足立区の各飼育施設を調査し、原告の行った代理人が、夢の島公園・ホテル公設には方検討会と関係ないこと
132	原告事情聴取書	写	平成26年2月28日	板橋区	原告が板橋区人事課による事情聴取を受けた記録であり、これが第1回目である。いずれにしてもあり方検討会とは無関係であること。
133	同上	写	平成26年3月13日	同上	第2回目の事情聴取であり、その余の趣旨は132号証と同じ
134	同上	写	同上	同上	第3回目の事情聴取であり、その余の趣旨は132号証と同じ
135	高久事情聴取書	写	平成25年8月26日	同上	板橋区資源環境部環境課によるむし企画高久秀雄氏への事情聴取であり、その内容は、板橋区とむし企画の契約に関すること（主に金銭関係）及びむし企画内部の事情に関することであって、あり方検討会とは無縁のものであること
136	同上	写	平成25年8月29日	同上	同上
137	同上	写	平成25年9月10日	同上	同上
138	ホテル累代飼育の特許について、区及び本人の収入額	写	平成26年3月10日	板橋区総務部契約管財課	ホテルの累代飼育に関する特許に基づいて、板橋区と原告本人にどの程度の収入があったかを明らかにした資料であり、被告が区に要求して作成された資料である。

以上